

事務事業名		老人保健関係事務事業			☐ 実施計画登載事業 ☐ 合併建設計画登載事業			
政策体系	政策名	04: 安心が確保されたまちづくりの推進			事業期間			
	施策名	18: 社会保障の充実						
	基本事業名	02: 老人保健医療の充実			☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和57 年度 ~) ☐ 期間限定複数年度 (計画期間) 年度 ~ 年度 全体計画欄の総投入量を記入			
根拠法令		老人保健法			予算科目 会計 11 款 01 項 01 目 00 事業			
所 属	部課名	生活福祉部国保年金課						
	係 名	医療給付係	電話 0192-27-3111					
		内線 148						
事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 老人保健医療受給者が、老人保健法に基づく適切な医療を受けることができるよう関係事務を行う事業。 具体的な事務は次のとおり ・医療受給者証の交付 ・限度額適用・標準負担額減額認定証の申請勸奨、申請受付及び交付、特定疾病療養受療証の申請受付及び交付 ・負担区分の定期判定 ・資格の得喪・変更に係る届出受付 ・その他老人保健医療事業に関する事務 事業費は受付関係用品やレセプト保管箱購入費、老人保健特別会計予算決算書印刷などに支出される。 平成20年4月1日に老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したため、資格に係る申請・届出事務は平成20年3月末で終了している。					全体計画 (期間限定複数年度のみ)			
					総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源	
						人件費	事業費計 (A) 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B)	0 0
						トータルコスト(A) + (B)		0

1 現状把握の部 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標		活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	
手段 (主な活動) 前年度実績 (前年度に行った主な活動) 老人保健制度により行われた医療に係る資格の確認 老人保健特別会計の予算算定及び予算書、決算書の印刷製本 今年度計画 (今年度に計画している主な活動) 老人保健制度により行われた医療に係る資格の確認 老人保健特別会計は平成22年度で終了するため、特別会計に係る事務はない		名称 ア 受給資格に関する届出等の件数 イ ウ	単位 件
対象 (誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 老人医療受給者 (75歳以上の者、65歳以上で一定の障害があると認められた者)		対象指標 (対象の大きさを表す指標) 名称 カ 老人医療受給者数 キ ク	単位 人
意図 (この事業によって、対象をどう変えるのか) 受給者証を迅速に交付することにより、適切な医療サービスが受けられる。		成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標) 名称 サ 受給資格に関する届出等の処理割合 シ ス	単位 %
結果 (基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか) 老人医療に対する安心・信頼を確保し、老人の健康を保持する。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)
投入量	事業内訳	単位						
	国庫支出金	千 円						
	都道府県支出金	千 円						
	地方債	千 円						
	その他	千 円						
	一般財源	千 円	551	536	468	132	40	40
	事業費計 (A)	千 円	551	536	468	132	40	40
	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間	時 間	700	700	700	60	5	5
	人件費計 (B)	千 円	2,800	2,800	2,800	240	20	20
	トータルコスト(A) + (B)	千 円	3,351	3,336	3,268	372	60	60
活動指標	ア	件	897	983	956	0	0	0
	イ							
	ウ							
対象指標	カ	人	6,844	6,498	6,219	0	0	0
	キ							
	ク							
成果指標	サ	%	100	100	100	-	-	-
	シ							
	ス							

事務事業ID	0091	事務事業名	老人保健関係事務事業
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和58年2月老人保健法の施行による。老後における健康の保持と適切な医療の確保および老人福祉の増進を図ることを目的として制定された。

事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

平成14年に、受給対象年齢を「70歳以上」から「75歳以上」へ引き上げ、一部負担金(原則1割、現役並み所得者は2割)の見直し、医療費の負担構造(拠出金と公費の割合)の見直し、といった改正が行われ、平成18年10月には 現役並み所得者の定率負担3割への引き上げ、療養病床入院時の食費、居住費の自己負担化、高額療養費の自己負担限度額の見直し、といった改正が行われている。

平成20年4月1日から、「高齢者の医療の確保に関する法律」による「後期高齢者医療制度」が始まり、老人保健医療受給者は後期高齢者医療被保険者へ自動的に移行した。

この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 結びついている [理由] 老人医療受給者が安心して適切な医療を受けることができ、老人保健医療の充実に繋がる。
	公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 妥当である [理由] 老人保健法及び同法施行規則により事業の実施が市町村の責務とされている。
	対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 適切である [理由] 老人保健法により対象者の範囲が定められており、市独自での限定や追加はできない。 意図は、老人保健法の目的である老後の健康保持と適切な医療の確保につながるものであり、妥当である。
有効性 評価	成果の向上余地	☐ 向上余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 向上余地がない [理由] 適正な事務遂行がされており、向上の余地はない。
	廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 影響有 [その内容] 老人保健法により、事業の実施が責務とされているため、市独自での事業の廃止・休止は不可能である。
	類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) ☒ 統廃合・連携ができる [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☐ 統廃合・連携ができない [理由] 後期高齢者医療制度の施行により、老人保健に係る事務は精算のみとなっており、他の老人保健業務と統合し効率的に処理ができる。 ☐ 他に手段がない [理由]
効率性 評価	事業費の削減余地	☒ 削減余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☐ 削減余地がない [理由] 老人保健特別会計を終了し、一般会計で取り扱うことで予算書等の印刷製本費が削減される。
	人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない [理由] 個人情報等を数多く取り扱うため、アウトソーシングはできない。
公平性 評価	受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある [理由] 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 公平・公正である [理由] 一般会計からの繰入金金が充当されている。

事務事業ID	0091	事務事業名	老人保健関係事務事業
--------	------	-------	------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること)		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 事務内容は、老人保健法等により、全国統一の内容とされており、各市町村での弾力的な取り扱いとは認められていない。 後期高齢者医療制度創設後も経過措置として、平成20年4月改正前老人保健法の規定によって行われた医療は老人医療として扱うことになっており、今後においても適正な事務の推進を図っていく必要がある。																						
<table border="1"> <tr> <td>目的妥当性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>☐ 適切</td><td>☒ 見直し余地あり</td></tr> <tr> <td>効率性</td><td>☐ 適切</td><td>☒ 見直し余地あり</td></tr> <tr> <td>公平性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr> </table>	目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり												
目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																						
有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																						
効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																						
公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																						
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☒ 事業統合・連携 ☐ 現状維持 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☒ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 老人保健特別会計を終了し、他の老人保健に係る事業と統合して一般会計で取り扱う		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>●</td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持	●		×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持	●		×																				
	低下		×	×																				
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																								

(職 名) 原則として施策の主管課長

4 事務事業の2次評価結果

2次評価者 国保年金課長

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択)

- ☐ 記述不足でわかりにくい
☐ 一部記述不足のところがある
☒ 記述は十分なされている

評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択)

- ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない)
☐ 一部に客観性を欠いたところがある
☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)

(2) 2次評価者としての評価結果

目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり
有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり
効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり
公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり

(3) 評価結果の根拠と理由

適切な事務執行がなされている。

(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)

- ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☒ 事業統合・連携 ☐ 現状維持
 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)

(上記方向性に対する具体的な内容)

老人保健特会の終了を受け、今後は老人保健に係る一般会計の事業と統合して実施する。

(5) 改革・改善による期待成果

左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持	●		×
	低下		×	×

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項